

那須烏山市住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金 申請の手引き

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



デコ活 | 暮らしの中のエコがけ

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後

凡例：トロフィーガイド
 〇 機会がある方は
 △ みんなで

- 太陽光発電 年5.3万円 → 災害時にも使える
- 住宅の断熱化 (窓・屋根・壁・床) 年9.4万円 → ヒートショック防止
- 高効率給湯器 年3.5万円 →
- はかり売り・自動決済 年3時間 → 好きなものを好きなだけ
- LED照明 年3千円 → 年0.4時間 →
- サステナブルファッション
- 省エネ家電 (冷蔵庫・エアコン・HEMS) 年2.8万円 →
- 公共交通・自転車・徒歩 年1.2万円 →
- 次世代自動車 年7.5万円 → 自動運転で年323時間 → 給油不要で年2時間 →
- テレワーク 年6.1万円 → 年275時間 →
- 省エネ家電 (冷蔵庫・エアコン・HEMS) 年2.8万円 →
- ごみの削減・分別 年4千円 →
- クールビズ・ウォームビズ 年4千円 →
- 地産地消・食へきり 年9千円 →
- 節水 (キッチン・洗濯機・シャワー・トイレ) 年1.6万円 →

毎月3万6千円浮きます (年43万円) 一日プラス1時間以上を好きなことに (年388時間)

令和6年4月

まちづくり課環境グループ

TEL0287-83-1120

目 次

- 1 事業の概要・・・・・・・・・・ 3
- 2 補助金申請の流れ・・・・・・・・ 5
- 3 申請方法・・・・・・・・・・ 6

お願い

補助金を申請される皆様へ

那須烏山市住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金の申請に関する手引きです。申請にあたっては、補助金交付規程を必ずご覧ください。

補助金の申請をされる方は、以下の注意事項を十分にご確認の上で申請を行っていただきますようお願いいたします。

【注意事項】

- ▶ 補助金の受付は**予算の範囲内での受付**となります。補助額が予算額に到達した時点で補助金は終了となります。
- ▶ 提出いただいた申請書類の返却は行いませんので、提出する書類は、必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- ▶ 以下の場合、**補助金の交付決定を取消したり、補助金の返還を求めたりすることがあります。**
 - ①書類に虚偽があった場合
 - ②不正な手段による申請等があった場合
 - ③補助金交付規程に違反した場合
- ▶ この補助事業は、**一般家庭を対象**にしているため、法人、各種団体、自治会等は対象になりません。
- ▶ 市は、補助金受給者に対し、必要に応じてデータ等の提供その他の協力を求める場合があります。

1 事業の概要

(1) 目的

那須烏山市では、再生可能エネルギー及び自立分散型エネルギーの普及を促進し、脱炭素社会の実現や災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的としています。

(2) 補助対象設備

補助の種類	補助率	上限額
①太陽光発電設備	発電出力 1kwにつき 1万円	4万円
②定置型蓄電池	蓄電容量 1kwhにつき 2万円	10万円
③クリーンエネルギー自動車 (EV、PHV)	定額10万円	
④V2H充放電設備	定額10万円	

※補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

※補助金申請は、各種類一世帯1回とする。

(3) 補助対象者

- ①那須烏山市に住民登録のある個人である者。
- ②市税等の滞納がない者。
- ③那須烏山市暴力団排除条例（平成23年3月那須烏山市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する密接関係者に該当しない者。

(4) 事業期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

(5) 補助要件等

①太陽光発電設備

- ◆太陽光モジュールを利用することにより太陽光を受けて発電する設備であって、発電した電力が、当該設備が設置されている住宅において消費できるようになっていること。
- ◆当該設備により発電した電力の買取期間起算日（以下「買取期間起算日」という。）が当該補助事業年度内であること。ただし、電力会社と受給及び売電に関する契約を締結しない場合にあっては、連結開始日が当該補助事業年度内であること。
- ◆太陽光モジュールの増設・施設改修・付替等でないこと。
- ◆未使用の設備であること。
- ◆リース設備でないこと。

②定置型蓄電池

- ◆太陽光発電設備で発電した電力を充電でき、かつ、当該設備が設置されている住宅に電気を供給できるようになっていること。
- ◆太陽光発電設備が設置されていること。(同時設置可)
- ◆補助対象機器に対して発行されている保証書の日付が当該補助事業年度であること。
- ◆蓄電池ユニットの増設・施設改修・付替等でないこと。
- ◆未使用の設備であること。
- ◆リース設備でないこと。

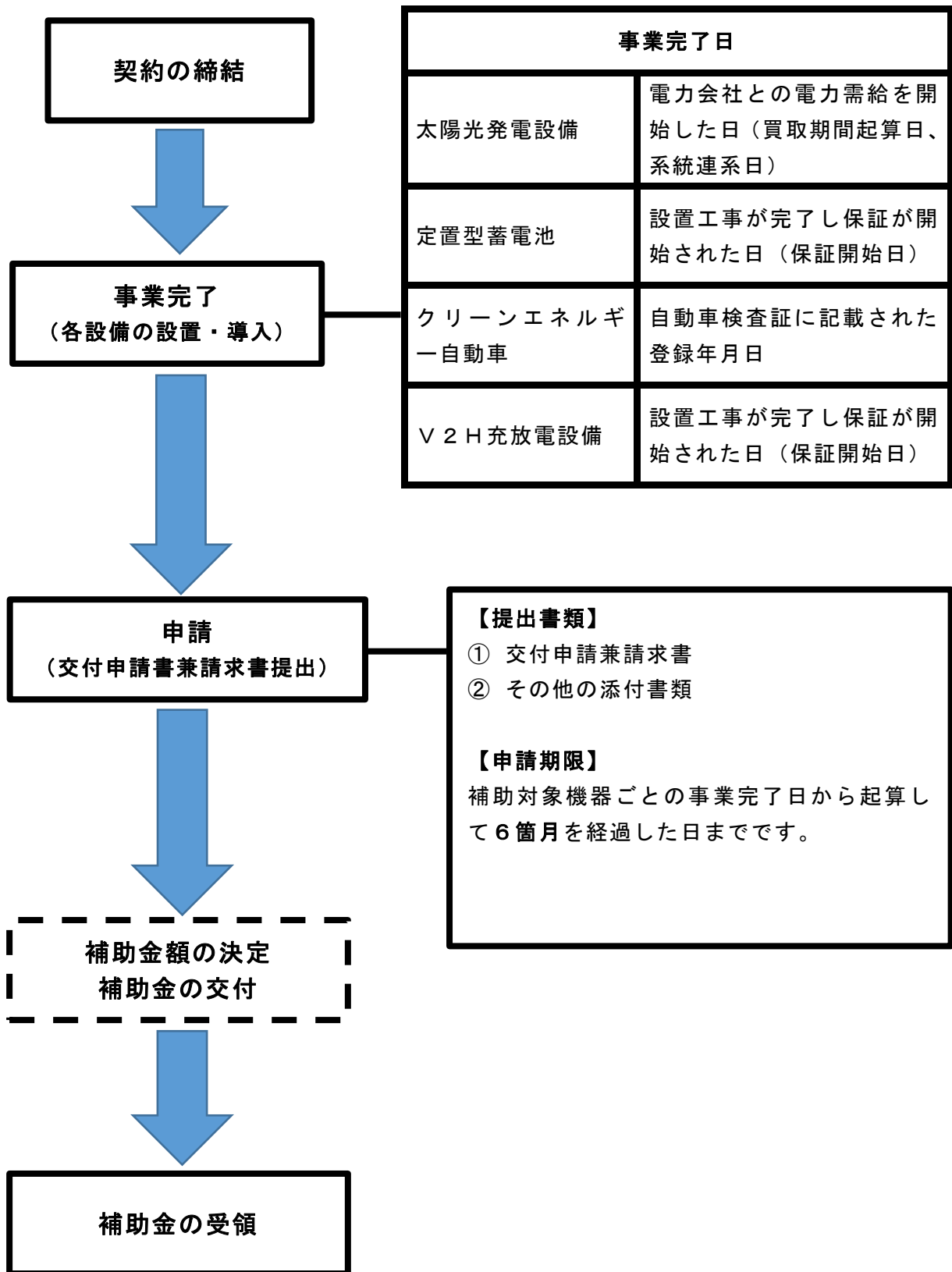
③クリーンエネルギー自動車

- ◆国が行う「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象車種であり外部給電が可能な(標準装備、メーカーオプション設定で装備)車両であること。
- ◆四輪以上の自動車であり、その自動車検査証において燃料の種類に電気と記載されていること。
- ◆当該自動車に対し発行されている自動車検査証の車両登録日が当該補助事業年度内であること。また、車両登録年月日と初年度登録年月の年月が一致していること。
- ◆当該自動車に対し発行されている自動車検査証の「車両の所有者」が申請者であること。ただし、割賦により購入し、車両の所有者が異なる場合には、割賦払い終了後に申請者へ所有権が移行されることが確認できれば対象とする。
- ◆当該自動車に対し発行されている自動車検査証に記載されている「車両の所有者の住所」と申請者の住民票に記載されている住所が一致していること。但し、割賦により購入する場合には、本文中「車両の所有者の住所」とあるのは、「車両の使用上の住所」と読み替えるものとする。

④V2H充放電設備

- ◆太陽光発電設備と接続し、クリーンエネルギー自動車と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備であること。
- ◆太陽光発電設備が設置されていること。(同時設置可)
- ◆V2H対応のクリーンエネルギー自動車を申請者または同一世帯の方が所有していること。
- ◆補助対象機器に対して発行されている保証書の日付が当該補助事業年度であること。
- ◆V2H充放電設備の増設・施設改修・付替等でないこと。
- ◆未使用の設備であること。
- ◆リース設備でないこと。

2 補助金申請の流れ



3 申請方法

(1) 交付申請書兼請求書（申請者作成）

●申請の時期

補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書兼請求書に関係書類を添付し補助対象機器ごとに定める事業が完了した後、申請期限内に提出してください。

- ① 交付申請兼請求書
- ② 契約書の写し
- ③ 領収書の写し
- ④ 機器のカタログまたは仕様書等
- ⑤ 機器の保証書等（事業完了日の確認できるもの）
- ⑥ その他 市長が必要と認める書類

※交付申請書兼請求書の提出日時時点で、設置する住宅の所在地に住民登録をしていること、市税等を滞納していないことが必要です。

●事業完了日

補助対象機器	事業完了日
太陽光発電設備	電力会社との電力需給を開始した日 （買取期間起算日、系統連系日）
定置型蓄電池	設置工事が完了し保証が開始された日（保証開始日）
クリーンエネルギー自動車	自動車検査証に記載された登録年月日
V2H充放電設備	設置工事が完了し保証が開始された日（保証開始日）

●申請期限

補助対象機器別に定めた事業完了日から起算して6か月を経過した日（土日祝日、年末年始の場合は、その前の開庁日）まで申請が可能です。

※期間内に交付申請兼請求書等の申請書類が提出されない場合は補助金の交付が受けられなくなりますので、ご注意ください。

(2) 交付申請兼請求書の際の提出書類

●必要書類

- 交付申請兼請求書

●添付書類

①太陽光発電設備

- 太陽光発電設備に係る国が発行する事業計画の認定通知の写し
- 当該機器の設置に係る工事請負契約書等の写し
- 当該機器の設置に係る領収書の写し
- 当該機器に対する国等の補助金交付決定通知書の写し
※補助金を受けている場合のみ
- 当該機器の設置が確認できるカラー写真
- モジュールの枚数が確認できる配置図
- 設置しようとする機器の型式及び仕様が確認できる書類
- 電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し
※「購入実績のお知らせサービス～購入電力量のお知らせ～」の写し
「購入電力量のお知らせ」の写し（電力会社が発行） など
- その他市長が必要と認める書類

②定置型蓄電池

- 定置型蓄電池の設置に係る工事請負契約書等の写し
- 当該機器の設置に係る領収書の写し
- 当該機器の保証書の写し
- 当該機器に対する国等の補助金交付決定通知書の写し
※補助金を受けている場合のみ
- 当該機器の設置が確認できるカラー写真
- 電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し
※「購入実績のお知らせサービス～購入電力量のお知らせ～」の写し
「購入電力量のお知らせ」の写し（電力会社が発行） など
- 太陽光発電設備と直接連携することが確認できる書類
※単線結線図などの電気配置図
- 設置しようとする機器の型式及び仕様が確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類

③クリーンエネルギー自動車

- クリーンエネルギー自動車の注文書等の写し
- 当該自動車の購入に係る領収書の写し
- 当該自動車の自動車検査証の写し
- 当該自動車に対する国等の補助金交付決定通知書の写し
※補助金を受けている場合のみ
- 当該自動車のカラー写真
※ナンバープレートが確認できること
- 当該自動車の仕様が確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類

④V2H充放電設備

- V2H充放電設備の設置に係る工事請負契約書等の写し
- 当該機器の設置に係る領収書の写し
- 当該機器の保証書の写し
- 当該機器に対する国等の補助金交付決定通知書の写し
※補助金を受けている場合のみ
- 当該機器の設置が確認できるカラー写真
- 電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し
※「購入実績のお知らせサービス～購入電力量のお知らせ～」の写し
「購入電力量のお知らせ」の写し（電力会社が発行） など
- 太陽光発電設備と接続し、クリーンエネルギー自動車と住宅との間で相互に電力を供給できることが確認できる書類
- 所有するV2H対応クリーンエネルギー自動車の自動車検査証の写し
- 設置しようとする機器の型式及び仕様が確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類